

- 2面◆12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われました
- 3面◆区の財政状況をお知らせします
- 8面◆年末年始のお知らせ

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員をご紹介します

問合せ
福祉推進課 ☎内線2616

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法により、厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の向上に取り組んでいます。任期は3年間（再任可）、73歳が定年で、報酬はありません。区では現在約200人、全国では約23万人の民生委員・児童委員が、担当区域を持って活動しています。



高齢者への見守り訪問
(写真右・中村昌幸東尾久地区会長)



高齢者や子育て世帯への、定期的な訪問等を通じて見守りを行っています (写真左・小泉文枝町屋地区会長)。

主任児童委員とは

主任児童委員は、特に子どもや子育てに関する支援を専門に担当し、担当区域の民生委員・児童委員と連携しながら、子どもたちの健全育成や児童福祉の推進に努めています。

こんな悩みはありませんか？



高齢者世帯で何かあったときに不安



困っているけど、どこに相談したらいいのか分からない



子育てのことで相談できる人がいない

民生委員・児童委員は、区民の皆さんが抱える悩みや地域の課題等の解決に向けて取り組んでいます。また、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりのため、行政や専門機関との連携・調整を図りながら、地域の身近な相談相手として活躍しています。

ご近所で気になることはありませんか？



最近、〇〇さんの姿を見かけない



〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい



〇〇さんの子どもが何日も同じ服を着ているみたい

民生委員制度は平成29年に100周年を迎えます

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」が始まりと言われており、さまざまな活動を通じて100年という長い歴史を刻んできました。

民生委員・児童委員へご相談・ご連絡ください。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員については2面をご覧ください。